

いざというときのために備えましょう

災害廃棄物 対策リーフレット

中野区災害廃棄物処理計画(概要版)

さあ、一緒に
大事なポイント
を確認して
いきましょう

中野区
ごみ減量
キャラクター
「ごみのん」



地震や水害などの大規模災害は、いつ発生するかわかりません。そのような状況の下、中野区では、大規模災害に備えて「**災害廃棄物**」の迅速・円滑な処理のための計画を策定しました。

このリーフレットで、普段から知っておきたいポイントを確認して、いざというときに備えましょう。

早期の復旧・復興を目指して「災害廃棄物」を処理します

大規模な地震や水害により倒壊した建物や浸水した家屋から大量に発生する「がれき」や「ごみ」、いわゆる「**災害廃棄物**」は、被害の規模

に応じて**通常とは異なる処理**を行う必要があります。

中野区では、①～⑦の**処理方針**（左記）により災害廃棄物処理を行い、早期の復旧・復興を目指します。



- 災害廃棄物
- 処理方針**
- ① 衛生的な処理
 - ② 安全性の確保
 - ③ 分別・再生利用の推進
 - ④ 環境に配慮した処理
 - ⑤ 経済性に配慮した処理
 - ⑥ 区民・ボランティアとの協力
 - ⑦ 共同処理及び関係機関との連携

いつもの暮らしを少しでも早く取り戻すために、災害廃棄物の処理について、ご理解とご協力をお願いします



→  早期の
復旧・復興へ

中野区内で発生する災害廃棄物は？

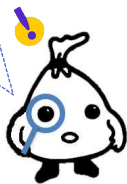
災害廃棄物は、大きく分けると、**がれき**、**ごみ**（生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみ等）、**し尿**の3種類です。

また、災害廃棄物以外にも通常の生活で家庭から出されるごみ等の処理もあわせて行う必要があります。

◆がれき

被災した建物の解体撤去や道路啓開※・救助捜索活動に伴い発生します。

災害時に区内で出るがれきは推計**86.7万t**で、中野区の通常のごみ処理量の**十数年分**。できるだけ、速やかな処理が必要です



災害がれき発生量 推計		867,279t
内訳	コンクリートがら	582,358t
	廃木材	72,127t
	金属片	35,285t
	その他(可燃)	16,780t
	その他(不燃)	160,729t

※道路啓開：緊急車両等の通行のため、早急に最低限のがれき処理を行い、簡易な段差解消等により救援ルートを開けること

◆ごみ

被災した家庭からは**生活ごみ**、一部倒壊家屋からは、家財道具などの**片付けごみ**も発生します。

避難所からは、**避難所ごみ**が出ます。被災した事業所からも、廃棄物が出ます。

ここでは、通常の区分で推計しています。
なお、災害の後は、**分別・収集ルールを変更**する場合があります



生活ごみ発生量推計(年間)		60,932t
内訳	燃やすごみ	51,492t
	陶器・ガラス・金属ごみ	3,461t
	プラスチック製容器包装	2,012t
	粗大ごみ	3,967t

避難所ごみ発生量推計(1日)		36,399kg
内訳	燃やすごみ	33,826kg
	陶器・ガラス・金属ごみ	1,252kg
	プラスチック製容器包装	1,321kg

◆し尿

避難所等に設置した仮設トイレから発生します。



必要と見込まれる仮設トイレは、1,453基と推計されます

し尿発生量推計(1日)		185,305ℓ
-------------	--	----------

上記の推計は、**中野区の被害が最大**と見込まれる次の地震により算出しています※。

※「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都防災会議 平成24年4月公表)による

《地震の名称》 東京湾北部地震

《主な条件等》 震源等:東京湾北部、マグニチュード7.3、震源の深さ約20~35km
発生時:冬18時発生、風速8m/秒

《被害の想定》 建物被害:全壊2,241棟、火災消失:7,000棟

避難者数:76,807人、断水率:24.8%、管きよ被害率:28.1%

災害時も、分別・選別の徹底が重要です

災害廃棄物は、素材や特徴の異なるさまざまなものが混ざって大量に排出されるため、**直後からの分別・選別の徹底**が迅速・円滑な処理及び早期の復旧・復興につながります。種類や特徴、留意事項を知っておきましょう。



	廃棄物の種類（内容・特徴）	留意事項等
	<p>▶ コンクリートがら 鉄筋コンクリート構造の建築物を解体する際に発生するコンクリート類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル先に搬出(可燃物・鉄筋類の除去・破碎等が必要)
	<p>▶ 廃木材 木造建築物等を解体する際に発生する廃木材や木製家具等の木質廃材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル先に搬出(釘・金具等の除去が必要) ・火災防止措置の検討が必要
	<p>▶ 金属くず 鉄骨構造の建築物等を解体する際に発生する鉄骨等や金属製家具等の金属類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・売却できる場合が多く処理先が確保しやすいため早期に搬出計画を準備
	<p>▶ 可燃系混合物 細かい木くずや紙類、繊維等を多く含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗・発酵が進むと火災発生の恐れあり
	<p>▶ 不燃系混合物 プラスチック類や細かながれき、ガラス、陶磁器、家電等を多く含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法対象品目(次行参照)を除く
	<p>▶ 廃家電等 家電リサイクル法に基づく対象品目(テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫。家電リサイクル券貼付)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品目等ごとに整理 ・腐敗防止のため、冷蔵庫等の内部の生鮮食品等は除去
	<p>▶ 廃自動車 被災により使用不可となった自動車、自動二輪車、原動機付自動車(自動車リサイクル法に則り処理。所有者に引き渡すまで保管)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の意思を確認 ・電気自動車、ハイブリッド自動車等は、感電の危険性あり
	<p>▶ 危険物・有害物 乾電池、リチウム電池類、バッテリー類、蛍光灯、消火器、太陽光パネル、ガスボンベ、PCB廃棄物、アスベスト等の危険物及び有害物、感染性廃棄物等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・種類ごとに適正に分別保管・管理 ・専門業者等により早期に処理
	<p>▶ 腐敗性廃棄物 布団類、畳類、冷蔵庫内の生鮮食品、避難所での残飯等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗で悪臭や害虫、発酵による火災の恐れあり ・分別保管して優先処理
	<p>▶ 思い出の品、貴重品等 写真、位牌、賞状、手帳等の思い出の品及び貴重品(金庫、財布、通帳、印鑑、貴金属)等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄ではなく保管 ・貴重品は、警察への届出が必要

協力・連携して災害廃棄物の処理を進めます

災害廃棄物を迅速・円滑に処理していくためには、区民のみなさんや区及び関係団体等がそれぞれの役割を果たし、協力・連携することが大切です。

◆中野区

区内で発生した災害廃棄物の**収集・運搬**、**仮置場の運営**等を行います。実施にあたっては、「中野区災害廃棄物処理実行計画」を策定します。

◆区民のみなさん

災害にあたっては「**自助**」「**共助**」という防災の基本を自覚して対策を講ずるよう努め、災害時は相互に協力します。また、廃棄物の排出者としては、主に**次の役割**を果たすように努め、災害廃棄物を適正に処理して、早期の復旧・復興に協力します。

《災害廃棄物に関する区民の主な役割》

- ✓ 処理の**優先順位**の理解・配慮
- ✓ 排出段階での**分別**の徹底
- ✓ **排出ルール**の厳守

それぞれの役割により協力・連携して災害廃棄物の処理を進めます



区民のみなさんに特に確認していただきたい「**重要ポイント**」1~7を、次のページからご案内します。ぜひ、ご協力ください

◆関係機関等

◇特別区（23区）

各区の災害廃棄物の収集・運搬を連携して行い、仮置場（二次仮置場）、仮設処理施設、資源化物一時保管場所等を共同設置して処理します。

◇東京二十三区清掃一部事務組合（清掃一組）

各区内で発生した災害廃棄物のうち、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理等の中間処理を実施します。

◇東京二十三区清掃協議会

特別区及び清掃一組の事務のうち、廃棄物の収集・運搬に係る請負契約の締結事務等の連絡調整、管理、執行を実施します。

◇東京都 被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を実施します。

◇事業所 廃棄物の排出者として、被災事業所からの廃棄物の分別や再生利用、資源化などに努め、適正に処理します。

◇ボランティアとの連携

区は活動内容等に係る情報提供を行い、協力・連携を効果的に実施します。（活動例：被災家財の搬出、浸水家屋の床下の泥出し、思い出の品の整理等）

災害廃棄物の種類ごとの処理対応策

分別・選別を徹底し、廃棄物の減量・再資源化を進めます。

◆がれき

区単独で対応せずに、特別区一体で対応します。

区は、**仮置場**のうち①**応急集積場所**、②**一次仮置場**を設置して収集・運搬を行い、特別区は、その①②の搬出先として③**二次仮置場**、④**資源化物一時保管場所**を設置します。また、連携により、中間処理（清掃一組）、最終処分（東京都）を行います。



仮置場の設置の考え方等について詳しくは、次のページで確認を

◆避難所ごみ・生活ごみ

被災家屋の片付けにより発生する粗大ごみや廃家電等は、上記①**応急集積場所**へ排出します。区民のみなさんの協力等を得て、避難所でも家庭でも分別を徹底します。

重要ポイント1: 処理の優先順位を理解・配慮しましょう

- 優先順位の**高いもの**（例：**マスク**、**紙おむつ**、**生ごみ**・**残飯類**等）…
➔ 感染性廃棄物を含む衛生面の対策が必要なもの、腐敗しやすいものを優先します。注意して分別してください。
- 優先順位の**低いもの**（例：**陶器**・**ガラス**・**金属ごみ**、**資源化物**等）…
➔ 衛生面に支障の少ないものは、被災状況により、家庭での暫定的な保管を要請する場合があるので、ご協力ください。

早めに



後から



重要ポイント2: 排出段階での分別を徹底しましょう

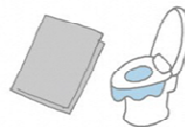
- 平常時も災害時も、家庭でも避難所でも、**分別**は必要です。災害後の収集では、分別区分が通常と異なる場合もあるので、確認のうえ、**徹底**してください。

重要ポイント3: 排出ルールを厳守しましょう

- **便乗ごみ**（被災に関係ない粗大ごみ、事業系ごみ等）の**排出**や**不法投棄**、**野焼き**等は、**禁止**です。決められたルールを守って出してください。

◆し尿

区、清掃一組等の協働で行います。プール、雨水貯留槽、防災井戸等で確保した水による下水道機能の有効活用を基本とし、可能な限り水洗トイレを使用します（不足の場合は仮設トイレ等を利用）。



便袋(既存のトイレにかぶせて使用)



マンホールトイレ



仮設トイレ

(各イラストは「中野区民防災ハンドブック」抜粋)

重要ポイント4: 断水時のトイレについて、防災訓練等で確認しましょう

- 家庭でも**簡易(携帯)トイレ**を**備蓄**しましょう(便袋等)。
- 水洗トイレが使えない場合を想定して、**防災訓練等の機会**に確認しましょう。

仮置場の設置

仮置場は、積み替えによる災害廃棄物の輸送効率の向上と分別の徹底を図るため設置します。また、再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地となります。

- ◆主な候補地は
- 公共未利用地
 - 区立公園
 - 区立施設で活用できる場所等

公園等の区有地で必要面積が不足する場合は、区有地以外の用地の活用・借入も検討します




◆設置の際は

被災状況により仮置場の必要面積を推計し、関係各課と調整のうえで速やかに候補地から設置場所を決定します。仮置場の種別（下表）のうち、①②を区が設置します。

種別	定義(機能等)	設置主体	設置時期
① 応急集積場所	・救助活動、緊急道路の障害物除去作業により収集したがれきを仮置きする場所です。 ・区民が自ら災害ごみを搬入する集積場です。	中野区	24時間以内 ～1年
② 一次仮置場	・緊急道路の障害物除去作業終了後、建物解体により発生したがれきの積み替え用地として設置します。 ・①等で区が収集した災害ごみ分別・保管にも使用。		72時間後 ～3年
③ 二次仮置場	・各区の一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破碎や焼却等の処理をするまでの貯留用地です（特別区災害廃棄物処理対策本部が設置）。	特別区	3週間後～3年
④ 資源化物一時保管場所	・破碎等の処理が終了し、資源として再利用が可能になった災害廃棄物を必要に応じて一時的に保管しておく場所です（③二次仮置場の中に併設を想定）。		

重要ポイント5: 区が設置する2種類の仮置場について確認しましょう

- ① 応急集積場所
 - ➔ 区民のみなさん  が自ら、災害ごみ(生活ごみ、片付けごみ)を搬入します。
(候補地:比較的住宅地に近い場所(区立公園等のオープンスペース))
- ② 一次仮置場
 - ➔ 災害廃棄物の集積だけでなく分別や破碎等の作業を行う場合も考慮します。
(候補地:住宅地からの距離と広い面積をできるだけ確保可能な場所)

◆仮置場の環境保全のために

仮置場設置後は、飛散防止策、臭気・衛生対策、火災防止対策、不適正搬入防止等の対策を実施して運営管理を行います。また、周辺的生活環境の保全等に努め、必要に応じて、大気、騒音・振動、土壌、水質等の



仮置場と周辺の環境を守るため、さまざまな対策を実施し、閉鎖後は土地の原状復旧を行います

環境モニタリングを実施します。

仮置場では、初期段階から分別を徹底します

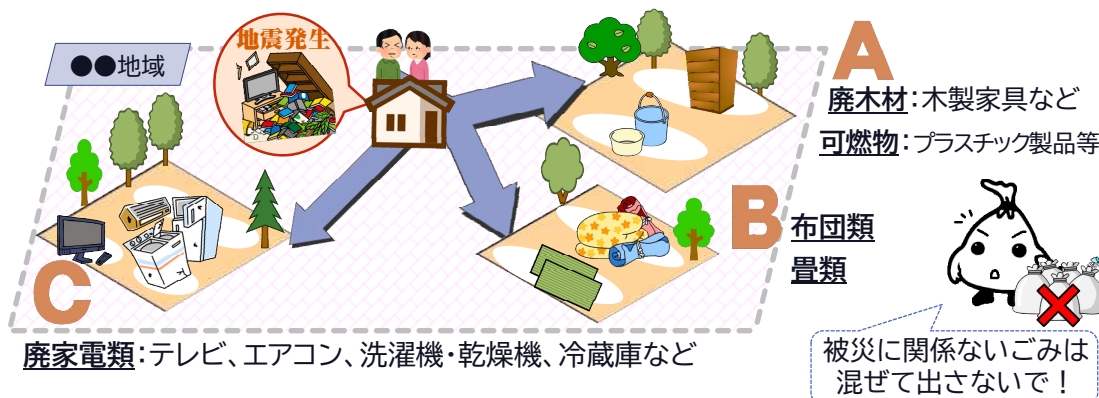
膨大な量の災害廃棄物を迅速に処理するためには、**初期段階からの分別が必須**です。被災状況や仮置場の規模等によっては、**搬入できる災害廃棄物の種類を事前に区分**します。

仮置場を利用する場合は必ずルールを確認し、異なる廃棄物が混ざらないようにしてください。

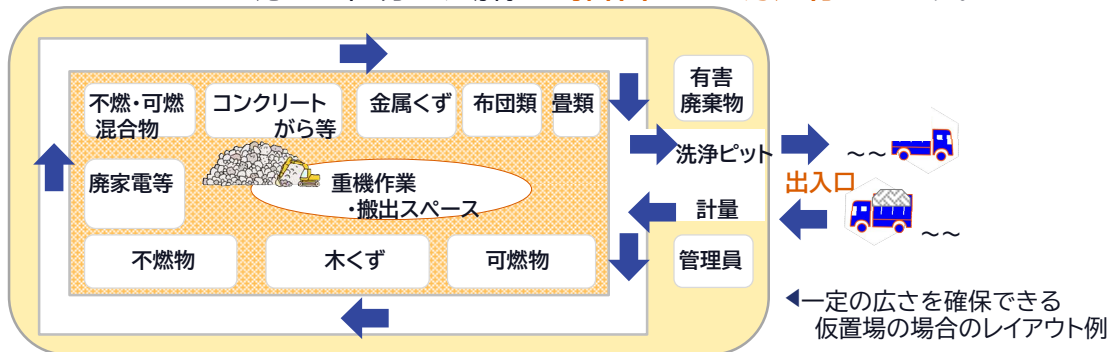
重要ポイント6: 仮置場の分別区分・レイアウトを確認しましょう

- 多種類の分別区分を設けるのが難しい**比較的小規模の公園等**では
 - ➔ 地域内に複数箇所の仮置場を設置して、集積する災害廃棄物の種類をあらかじめ区分して定め、分別を徹底します。

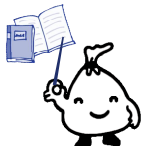
▼地域内に、応急集積場所A(廃木材、可燃物)、B(布団類、畳類)、C(廃家電類)を設置するレイアウト例



- 仮置場内で多種類の分別区分を設けられる**広さを確保**できる場合は
 - ➔ スペースに応じて区分し、動線は**時計回りの一方通行**とします。



ごみのんと
実際に
学ぼう



分別収集と仮置きの徹底で処理費用を削減 ～ 宮城県東松島市 ～

宮城県東松島市※では、東日本大震災後、通常の一般廃棄物300年以上もの災害廃棄物が発生しました。そこで分別を徹底し、14品目(木材、プラスチック、タイヤ、紙、布、畳、石、コンクリート類、家電、家電4品目、鉄類、有害ごみ、処理困難物、土砂)に分けて仮置場に保管し、さらに手作業により19品目に選別した結果、**リサイクル率は97.7%**(津波堆積物を含めると**99.2%**)に。**処理費用の削減**や**雇用の創出**につながりました。

※東松島市:津波で市街地の約65%が浸水(災害廃棄物は約326万t)。被災地支援業務には中野区からの派遣職員も従事しました

災害廃棄物対策の必要な情報の入手のために

ごみや資源の情報は、発災後もさまざまな手段を組み合わせ
て発信します。普段から入手方法を確認しておきましょう。

◆災害廃棄物対策に関連して確認しておきたい情報の例

平常時に

- 災害廃棄物処理計画※について → このリーフレットで概要の確認を
※計画の全文の冊子は、区ホームページでもご覧になれます
- 発災後に排出される、がれき・ごみの事前抑制対策等※について
 - ・建物の被害を減らすため → 耐震診断・補強等の実施を
 - ・片付けごみを減らすため → 家具転倒防止器具等の活用を
 ※日頃の防災対策等を含め「中野区民防災ハンドブック」等で確認できます



区ホームページでも読めます

発災後に

- 災害廃棄物の収集の優先順位について
 - 仮置場（設置の有無、分別区分、開設時期）について
 - 被災家屋の解体・撤去に関する手続き（公費解体※）について など
- ※公費解体：災害で損壊した家屋の解体は原則として所有者の責任で行いますが、災害の規模により国が特例措置として、区市町村による損壊家屋の解体実施分の補助を行うことがあります。実施する場合は、制度の内容や手続きの方法・時期等についてお知らせします

重要ポイント7: 平常時も発災後も、確実に情報を入手しましょう



- 電子で →
- 区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>
 - 防災情報メール
 - 公式ツイッター
 - ごみ分別アプリ
- アプリのご案内はここから →



- 紙面で →
- なかの区報
 - チラシ（各種の印刷物）
 - 掲示板（まちの中、避難所、仮置場等）



- 放送で →
- 広報車
 - ケーブルテレビ
 - プレスリリース（テレビ・ラジオ等）
 - 防災行政無線スピーカー
- など



◆災害廃棄物処理についての区の連絡先

中野区ごみゼロ推進課	中野区松が丘1-6-3	☎03-3228-5563
中野区清掃事務所	中野区松が丘1-6-3	☎03-3387-5353
中野区役所	中野区中野4-8-1	☎03-3389-1111(代)